

広島県告示第九百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
本郷こもれび歯科	三原市下北方一丁目八番二〇号	令和七年一〇月一日
ププレひまわり薬局三原本郷店	三原市本郷南三丁目二八番一三号	令和七年一〇月一日
うららデンタルクリニック	東広島市西条中央四丁目四番五号	令和七年一〇月一日
ウォンツ西条助実薬局	東広島市西条町助実一二一七番一	令和七年一〇月一六日
アミノ病院	廿日市市串戸五丁目一番三五号	令和七年九月一日
三島歯科医院	廿日市市廿日市二丁目三番一七号	令和七年九月九日